



令和6年度受験案内【随時】
名取市会計年度任用職員
保育士、児童厚生員、看護師、調理師、
給食調理技師
採用試験

名取市健康福祉部こども支援課
〒981-1292 名取市増田字柳田80番地
TEL (022) 724-7118

◎試験日：履歴書提出後、調整のうえ面接試験を実施します。

1 職種、職務の内容

番号	職種	業務内容及び勤務時間（予定）	勤務時間数
1	保育士	保育所での保育業務 平日 7:00～19:15 の間の変則勤務 土曜 7:00～18:15 の間の変則勤務 ※勤務時間は予定です。 ※シフト制による勤務に対応できる方	週 29 時間 ～35 時間
2	児童 厚生員	児童センターでの児童厚生業務 平日 9:00～19:15 の間の変則勤務 長期休業及び学校振替休日 8:00～19:15 の間の変則勤務 注) 土曜日 8:00～17:15 の間の変則勤務になる 場合もあります。 ※シフト制による勤務に対応できる方	週 29 時間 ～35 時間
3	看護師	保育所での保健衛生に関する業務 平日 7:00～19:15 の間の変則勤務 土曜 7:00～18:15 の間の変則勤務 ※勤務時間は予定です。	週 29 時間

番号	職 種	業務内容及び勤務時間（予定）	勤 務 時間数
4	調理師	保育所での給食調理業務 平日・土曜 8：30～17：15 の間の変則勤務 ※勤務時間は予定です。	* 週 29 時間 ～35 時間
5	給 食 調理技師	保育所での給食調理補助業務 平日・土曜 8：30～17：15 の間の変則勤務 ※勤務時間は予定です。	* 週 29 時間 ～35 時間

*各種行事やシフトの都合上、勤務時間に変更がある場合があります。

*勤務時間数は、週 20 時間から週 35 時間の中で、採用内定後に相談に応じますが、希望に沿いかねる場合もあります。勤務場所や勤務時間数等の希望は、申込用紙の 2 ページ目に記載してください。

- 保育所：増田保育所、名取が丘保育所、ゆりが丘保育所のいずれか。
- 児童センター：増田西児童センター（高館分館を含む）、名取が丘児童センター、愛島児童センター、館腰児童センター、閑上児童センターのいずれか。

2 受験資格

職 種	受験資格
保 育 士	保育士登録を受けている人
児童厚生員	上記の保育士登録を受けている人または教諭の資格を有する人または学校教育法の規定による大学(短期大学含む)あるいは大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学または体育学を専修(専攻)する学科(研究科)を卒業した人
看護師	看護師免許を有する人
調理師	調理師免許を有する人
給食調理技師	施設給食調理の経験がある人または関心のある人

◎ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 名取市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験日時及び試験会場

試験区分	内 容	試 験 日 時	試験会場
面接試験	適格性について、人物面からの試験	随時	名取市役所 または勤務予定地

4 申込受付期間及び受験手続き

受付期間	随時 午前8時30分～午後5時。ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除きます。
申込方法	専用の申込用紙（3枚セット+指定の経歴書（経歴書は保育士、児童厚生員、看護師、調理師、調理技師は必要）に必要事項を記入（6ヶ月以内に撮影した上半身の写真を添付）して、資格証明書（保育士の場合は「保育士証」、資格見込の場合は見込書）の写し、84円切手を貼った返信用封筒を添えて、こども支援課まで直接お持ちいただくか、郵送によりお申込み下さい。 ※児童厚生員を受験申込する人で、保育士または教諭の資格を有しない人については、受験資格の欄に記載されている学科の卒業証明書を添えて下さい。

5 合格の発表

面接試験実施後、受験者に通知します。

6 採用及び報酬等

(1) 身分及び報酬等

身分は短時間の「会計年度任用職員」です。

(2) 報酬月額

※下記金額は、採用1年目の金額（令和6年4月1日現在）です。

保育士・児童厚生員 月額 138,057円～172,359円（週29時間の場合）

看護師 月額 160,334円～180,376円（週29時間の場合）

調理師 月額 128,421円～140,138円（週29時間の場合）

給食調理技師 時給 956円～1,030円

（週29時間の場合、月額 120,137円～129,436円）

- 通勤手当（相当額）を別途支給します。
- 勤務時間数によっては、期末手当及び勤勉手当を年間2回支給します。
- 所定の勤務時間を越えて勤務を命じられた場合は、超過勤務手当（相当額）を支給します。
- 原則として共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金と雇用保険に加入します（勤務時間数によっては加入できない場合もあります）。
- 退職手当の支給はありません。

（3）任用期間

採用は採用の日から令和7年3月31日までです。

勤務実績により再度の任用の可能性があります。

（4）勤務条件

1 ページの職種（番号1～5）により勤務時間、勤務場所が異なります。変則勤務（シフト制）のため1日の勤務時間は変動しますが、週あたりの勤務時間数は週29～35時間を想定しています。ただし、週20時間から週35時間の間で、採用内定後に相談に応じます（希望に添えない場合もあります）。

主任保育士としての任用はありません。

※詳しくは担当（こども支援課）までお問い合わせください。

